

こすもす倶楽部在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あいおい福祉会が開設するこすもす倶楽部在宅介護支援センター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者の相談に応じ、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画書を作成するとともに、サービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者が施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第39号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こすもす倶楽部在宅介護支援センター
- (2) 所在地 兵庫県相生市野瀬1375番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員） 介護支援専門員と兼務
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 介護支援専門員：2名以上 （1名 在宅介護支援センターと兼務）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向などを基に、指定居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、訪問については随時対応する。又、年末年始は休業日とする。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとする。但し、緊急時の電話対応についてはこの限りでない。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援事業の内容は次の通りとする。

指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談援助
- (2) 居宅サービス計画書の作成
- (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供
- (4) サービス実施状況の把握・計画書の評価
- (5) 介護支援専門員は、少なくとも1か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録する。

2 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額とする。

片道 5km未満 200円（注：実費の範囲内で）

片道 5km～10 km未満 400円（ " ）

片道 10 km以上、5kmまで毎に200円加算

公共交通機関、タクシーを利用した場合は実費負担

その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に書名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相生市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

(苦情処理等)

第9条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援、又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

5 事業者は、自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 指定居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人あいおい福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第12条 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しないものとする。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該事業所従業者、各指定居宅サービス事業者、利用者及びその家族等を対象とする。

- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

この規程の変更は、平成12年4月1日から施行する。

この規定の変更は、平成18年4月1日から施行する。

この規定の変更は、平成23年6月1日から施行する。

この規定の変更は、平成26年6月1日から施行する。

この規定の変更は、平成27年9月1日から施行する。

この規定の変更は、平成30年3月1日から施行する。

この規定の変更は、令和3年4月1日から施行する。

この規定の変更は、令和6年4月1日から施行する。